

## 令和元年第5回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年5月21日(火)  
開会 14時33分 閉会 15時26分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫  
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子  
委 員 平井 國政
- 4 事務局  
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄  
学校教育課長 高野 徹 社会教育課参事 吉武 牧子  
体育保健課長 榎 英樹  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 1件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから令和元年第6回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第4回佐伯市教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。  
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・岩佐教育委員辞令交付式
- ・5月の大型連休について
- ・5/10 日向灘で発生した地震について
- ・5/14～ 校長面談
- ・5/15～5/30 小学校修学旅行
- ・運動会について
- ・6月議会開会

## 議 案

### 【議 事】

議案第 21 号 令和元年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和元年度一般会計補正予算（第 1 号）
- ・ 財産の取得について（佐伯学校給食センター（仮称）厨房機器一式）
- ・ 財産の取得について（学校給食配送車）

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 21 号令和元年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、令和元年度一般会計補正予算の説明を担当課からお願いします。

体育保健課長 別紙議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。今回の 3 議案は全て体育保健課の所管でございます。それでは、令和元年度一般会計補正予算（第 1 号）について説明します。資料の 18 ページをご覧ください。保健体育雑入 2,600 千円となっておりますが、これはネーミングライツによる収入となっております。今年度は 6 月からはじまりますので 10 か月分の歳入となっております。この歳入に対しまして、資料 26 ページに歳出を計上しております。運動公園の一般管理費に充当することとしております。歳出 2,600 千円のうちの 1,990 千円を需用費として施設の修繕費に、610 千円を備品購入費として体育館のトレーニングセンターにランニングマシンを購入する予定です。以上です。

教育長 ネーミングライツについては、佐伯市総合運動公園内にある全ての施設ではなく陸上競技場、体育館、野球場、プールの 4 施設となっております。ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ次の議案の説明をお願いします。

体育保健課長 資料 30 ページをご覧ください。財産の取得については、佐伯学校給食センター（仮称）厨房機器一式についてです。次のとおり財産を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。1 購入する動産は、佐伯学校給食センター（仮称）厨房機器一式、数量は 154 品目 404 点です。2 購入の目的は、佐伯学校給食センター（仮称）の新築に伴い、厨房機器一式を整備するためです。3 購入の相手方は、株式会社中西製作所大分営業所です。4 購入の方法は、随意契約です。これは平成 29 年度にプロポーザルにより相手方を決めており、理由は設計の段階で納入業者（厨房機器）が決まっていることでサイズを合わせることや機器による動線を設計の中に反映するために平成 29 年度に業者を選定しております。その結果、5 購入予定価格は 324,500,000 円となっております。資料 31

ページから 36 ページに厨房機器一式の一覧表を添付しております。以上です。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員       何人分の調理に対応できますか。

体育保健  
課長           オープン後は 1,300～1,400 人分でスタートします。最大は 3,000 食の対応が可能です。

岩佐委員       中西製作所がこの機器を製作しているのですか。

体育保健  
課長           いえ、メーカーは別のものになります。

教育長           その他質問がなければ次の議案の説明をお願いします。

体育保健  
課長           資料 37 ページをご覧ください。次の財産の取得については、学校給食配送車です。先ほどの財産の取得に伴うものであります。次のとおり財産を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。1 購入する動産は、学校給食配送車、数量は 3 台です。2 購入の目的は、佐伯学校給食センター（仮称）の新築に伴い、給食配送を行うためです。自校式 3 校に配送するための車です。3 購入の相手方は、三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう佐伯サービスセンターです。4 購入の方法は、指名競争入札です。5 購入予定価格は 15,807,000 円となっております。理由は、佐伯学校給食センター（仮称）の新築に伴い、佐伯小学校、佐伯東小学校及び渡町台小学校に給食配送を行うため購入するものであります。以上です。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員       指名競争入札は何社指名したのですか。

体育保健  
課長           3 社指名し、2 社が参加しました。

教育長           その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、議案第 21 号を提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員           （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

(1) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特になさいますので、以上で本日の第5回佐伯市教育委員会を終了します。

終了15時26分